

# 一戸町における産業振興施策促進事項

令和2年11月20日作成

一戸町

## I. 産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である旧浪打村と旧姉帯村の全域を産業振興施策促進区域とする。

## II. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、令和3年1月1日から令和7年3月31日まで行うこととする。

## III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

### (1) 旧浪打村・旧姉帯村の産業の現状

#### (全般)

- ・ 本町は岩手県の北部に位置し、東は九戸村、南は岩手町及び葛巻町、西は八幡平市、北は二戸市に隣接しており、主要各地への距離は、県都盛岡市まで南へ約60km、青森県八戸市まで北へ約50kmとなっている。

本町の地勢は、北上山地と奥羽山脈に囲まれ、南西部に位置する標高1,018mの西岳を頂点に、北に傾斜する丘陵地がほとんどを占めている。県内第二の大河・一級河川馬淵川が町のほぼ中央部を北に向かって貫流し、市街地はその河岸段丘上に発達している。

- ・ 本地域は、昭和45年度に振興山村の指定を受け、これまで4期にわたり山村振興計画を策定してきた。本地域の振興方向は、本地域に造成された工業団地へのアクセス道、県道及び町道等の生産基盤の整備、公営住宅、農村公園及び消防施設等の生活環境づくりの整備を進め、若者の定住が図られる地域づくりを基本としていた。このため、日常生活における利便性の向上を図るための道路網の整備を主体に、農道、林道及び用水路等の農林業の基盤整備等により、農林業所得の向上を図ってきた。これらの対策により農業生産基盤及び生活環境等の整備が進み、町中心部との生産・生活条件の格差の縮小に大きく貢献するとともに、地域の活性化が図られたところである。

#### (農業)

- ・ 平成27年の農林業センサスによる本地域の耕地面積は145haであり、耕地面積の内訳は田が76haと大部分を占め、畑が65ha、樹園地が4haとなっており、豊かな水源を生かした水稻生産が地域農業の主体となっている。

- ・ 農用地については、特に耕作条件が不利な山間地において耕作放棄地が増えている。このような状況は近年の人口減少や高齢化の進行により特に拍車がかかっている状況であり、農用地の有する国土保全機能の十分な発揮に向け、農用地の効率的な保全管理技術の導入や、農産物等の利活用と併せた保全活動の推進等の持続可能な仕組みの導入が急務となっている。

#### (林業)

- ・ 2015年の農林業センサスによる本地域の林野面積は5,858haであり、本地域の面積の82.1%を占めている。林地の利活用と併せた保全活動の推進等の持続可能な仕組みの導入が急務となっている。

#### (観光業)

- ・ 本地域内には、世界文化遺産国内候補となり2021年の本登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産である御所野遺跡があり、他の国指定文化財等とともに今後の観光事業での重要な要素となっている。観光客受入れのための施設整備は進み、縄文文化の普遍的な価値を伝えるためのソフト面整備は整っている。

#### (製造業)

- ・ 経済産業省「工業統計調査」によると、当町全体の製造業は(H29年度)20社が立地しており、年間製造品出荷額は13,387百万円となっている。
- ・ 本地域内には、電子部品工場、木材業者、縫製業者が長年にわたり立地し、地域を代表する企業となっている。そして、木材業者に関わる木質バイオマス発電所が立地し、町の再生可能エネルギー普及、木材業者の経営改善に大きく貢献している。
- ・ 本地域内には、既存の工業団地が立地しているが、入居スペースがないため域内に新たな工業団地の立地を計画している。入居候補となる企業との交渉を続けているが、昨今の経済状況などもあり入居が決定するに至っていない。

#### (農産物等販売業)

- ・ 本地域のほぼ全域が農業振興地域に指定されているほか、旧姉帯村を中心に農業生産振興は図られているが、それを加工し、あるいは販売する動きは弱い。
- ・ 町内全域に目を向けると農産物等直売所が各所で運営されているが、本地域内には設置されず、農産物や加工品、特産品の直接販売の動きは弱い。

### (2) 旧浪打村・旧姉帯村の産業振興を図る上での課題

#### [農業関連]

- ・ 本地域は水稻生産が中心となっており、これまでも圃場整備の検討や担い

手への農地集積、鳥獣被害対策等各種取組を行ってきたが、農業者の高齢化、担い手不足には歯止めがかかっていない。こうした取組については引き続き見直しを図りながら継続的に行うとともに、未利用・低利用資源についても6次産業化等により活用を進める必要がある。

#### [林業関連]

- ・ 林野面積は本地域の8割を占めているが、人工林率は高くなく、林業経営体もほとんどいないが、その中でも林業経営に適した森林については、資源の有効活用を検討する必要がある。

#### [地域資源を活用する製造業関連]

- ・ 豊富な農産物を活用した加工品製造、販売等については個人単位での取組があるだけで、地域経済を支える産業にまで育っていない。さらに、地域資源を活用する製造業の進出は全く見込めていない。

#### [農産物等販売業関連]

- ・ 本地域内には地域産品を販売するための施設が無く、本地域外の直売施設に個人単位での参加があるだけとなっている。本地域内での設置要望等の具体の声はあまり無いが、特産品の開発製造については観光施策と一体的に取り組む必要がある。
- ・ 本地域に隣接する地域での、将来の道の駅整備が検討されているため、意欲ある農家の所得増加に繋がるシステム構築に取り組まなければならない。
- ・ 本地域では農産物の生産は行われているが、それを直売する施設がなく域外の直売施設に依存しているため、域内に新たな農産物直売所の設置が期待されている。

#### [観光業関連]

- ・ 本地域内にある御所野遺跡（北海道・北東北の縄文遺跡群）の世界文化遺産登録後の効果として観光客の大幅な増加が期待され、また、前述の道の駅整備と連動した物販面での準備を早急に進めなければならない課題がある。
- ・ 本地域の一部では竹細工の製作が盛んであり、県外からも高評価を得、当該地域を表す代表的な取組がある。単なる製作販売に留まらず、体験型の観光要素にもなり得るが、全体の機運も高まらないまま製作者の高齢化と減少が進んでおり、製作技術の継承が危ぶまれている。

IV. 産業振興施策促進区域において促進すべき業種  
農業、林業、製造業、農産物等販売業、観光業

V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担

○一戸町

- ・農業生産基盤整備の推進
- ・新規就農者支援の推進
- ・間伐等の森林整備の推進
- ・未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
- ・林業従事者の育成・就業支援の推進
- ・設備投資を促進するための租税特別措置
- ・山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・産業振興のための各種補助事業の利用促進

○岩手県

- ・農業生産基盤整備の推進
- ・新規就農者支援の推進
- ・間伐等の森林整備の推進
- ・未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
- ・林業従事者の育成・就業支援の推進
- ・設備投資を促進するための租税特別措置
- ・山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・産業振興のための各種補助事業の利用促進

○一戸町観光協会

- ・当該地域のPR活動の強化

○新岩手農業協同組合 北部・奥中山営農経済センター

- ・農林水産物等販売推進のための体制整備・販売促進活動の強化等に関する情報共有

○二戸地方森林組合

- ・森林資源の有効活用等についての情報共有

○関係機関が連携して実施する取組

- ・各関係機関の情報共有の推進

VI. 産業振興施策促進事項の目標

	地域資源を活用する 製造業	農林水産物等販売業
新規設備投資件数	1件 (500万円)	1件 (500万円)
新規雇用数	1人	1人
租税特別措置の適用件数 (適用額)	1件 (60万円)	1件 (60万円)
不均一課税の適用件数 (適用額)	1件 (9万円)	1件 (9万円)

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用額や、市内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表することとする。